

組合員・利用者の皆様へ

職員が顧客の使者または代理人となる取引の禁止について

日頃より黒部市農協の各事業に対しまして、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。黒部市農協では、平成30年9月18日より、「公私混同」「職務専念義務」の観点から不祥事未然防止策の一環として、「職員が顧客の使者または代理人となる取引」を禁止させていただいております。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※「顧客の使者または代理人となる取引」には、町内会等の会計も含まれます。

【渉外業務における、お客様への受取書等の交付について】

必ず行います

- 当JA職員が、訪問先または店舗窓口において、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、当JA所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡します。
- 定期積金の掛金をお預かりする際には、当JA所定の「定期積金掛込専用受取書」をお渡しし、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- 例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

決して行いません

- 当JA職員が当JA所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- お客様のご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- お借入の担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期にわたりお預かりすることはできません。

お客様へのお願い

- 「受取書」「定期積金掛込専用受取書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- 当JA所定の「受取書」は、お客様へ現金お届けや重要書類等をお返す際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は、少なくとも月1回はご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りのJAのATM、窓口をご利用ください。
- 当JA職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客様との対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、直接当組合お問い合わせ・相談窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 金融部貯金課 ☎0765-54-1307